

修正案の提出について

第六十一号議案 東京都立病院条例の一部を改正する条例

右議案に対する修正案を別紙のとおり東京都議会会議規則第六十五条の規定により提出します。

平成二十一年三月十九日

(提出者)

松平 尚子 身勝あつし 野島みよし

厚生委員長 殿

第六十一号議案 東京都立病院条例の一部を改正する条例案に対する修正案

第六十一号議案 東京都立病院条例の一部を改正する条例案の一部を次のように修正する。

別紙第一の改正項中「

東京都立多摩総合医療センター	東京都府中市武蔵台一丁目八番地の二十九	全診療科目
東京都立仲津橋病院	東京都府中市武蔵台二十二丁目六番地の	腫瘍科 神経科 泌尿器科 皮膚科 全
東京都立小児総合医療センター	東京都府中市武蔵台二丁目八番地の二十九	小児医療に係る全診療科目
東京都立松沢病院	東京都世田谷区上北沢二丁目一番一号	精神医療に係る全診療科目

を

東京都立多摩総合医療センター	東京都府中市武蔵台一丁目八番地の二十九	小児診療科目
東京都立神経病院	東京都府中市武蔵台一丁目六番地の	脳、神経器病 医療に係る全 診療科目
東京都立清瀬小児病院	東京都清瀬市梅原二丁目一番号	小児医療に係 る全診療科目
東京都立八王子小児病 院	東京都八王子市有明四丁目三十三番 十三号	小児医療に係 る全診療科目
東京都立小児総合医療 センター	東京都府中市武蔵台一丁目八番地の 十九	小児医療に係 る全診療科目
東京都立松伏病院	東京都世田谷区上七沢二丁目二番一 号	精神医療に係 る全診療科目
東京都立柳ヶ丘病院	東京都世田谷区松原六丁目三十七番 十号	精神医療に係 る全診療科目

に改める。

附則第二項中「東京都立松沢病院は改正後の条例に基づき東京都立松伏病院となり」を「東京都立松伏病院及び東京都立柳ヶ丘病院は改正後の条例に基づき東京都立松沢病院及び東京都立柳ヶ丘病院となり、前項の規定による廃止前の東京都立小児病院条例に基づき従前の東京都立清瀬小児病院及び東京都立八王子小児病院は改正後

の条例に基づき東京都立清瀬小児病院及び東京都立八王子小児病院となり」に改め、第四項中、及び東京都立精神科病院条例（東京都立松沢病院に係るものに限る。）、を「東京都立精神科病院条例及び東京都立小児病院条例」に改める。

（提案理由）

地域住民の生命、安全を守り、責任を持つ立場から、東京都立八王子小児病院、東京都立清瀬小児病院及び東京都立柳ヶ丘病院の府中への移転及び統合に当たっては、地域医療が確保されることを確認する必要がある。そのことを御民に明示するため、当該三病院の存続を改正後の東京都立病院条例に明記しておく必要がある。

修正案の提出について

第六十一号議案 東京都立病院条例の一部を改正する条例

右議案に対する修正案を別紙のとおり東京都議会会議規則第六十五條の規定により提出します。

平成二十一年三月十九日

(親 田 君)

かみ任代子 堀田 梅夫

厚生委員 殿

第六十号議案 東京都立病院条例の一部を改正する条例案に対する修正案

第六十一号議案 東京都立病院条例の一部を改正する条例案の、附を次のように修正する。

別表第一の改正規程中東京都立松沢病院の項を削る。

附則第二項を次のように改める。

(東京都立松沢病院条例の廃止)

2 東京都立松沢病院条例(昭和二十二年東京都条例第四十二号)は、廃止する。

附則第二項中「前項の規定による廃止前の東京都立精神科病院条例に基づく従前の東京都立松沢病院は改正後の条例に基づく東京都立松沢病院となり、それぞれを削り、附則第四項中「及び東京都立精神科病院条例(東京都立松沢病院に係るものに係るもの)」を削る。」を明る。

(修正案理由)

東京都立浅草小児病院、東京都立八王子小児病院及び東京都立梅ヶ丘病院を存続させる必要がある。